

新公益法人制度に対応した、本会の定款・諸規程の改定について検討

第1回定款・諸規程等検討委員会

第1回、第2回定款・諸規程等検討小委員会

委員長 古郷 米次郎

昨年12月2日開催した県医師会臨時代議員会・臨時総会で、県医師会が公益社団法人へ移行認定申請を行うことについて承認されたことを受け、新法人の定款等の作成(現行の定款等の改定)を行うため、12月22日付けで定款・諸規程等検討委員会(以下、「委員会」)と定款・諸規程等検討小委員会(以下、「小委員会」)が設置された。

委員会は、郡市医師会長、鹿児島大学医学部医師会長と高松前会長、鹿児島市医師会勤務医会長、県医師会副会長、公益法人制度改革・広報・勤務医担当理事、公認会計士、弁護士の計28名で構成され、池田会長はオブザーバーとして参加されている。

また、小委員会は、委員会の中の11名(県医師会公益法人制度改革等委員会委員と同様)で構成されている。

これまで、委員会を1月26日、小委員会を1月19日と2月9日に開催。第1回委員会では、池田会長から「新公益法人制度に対応した、本会の定款・諸規程の改定について」検討を行って頂きたいとの諮問とともに、委員長には私が、副委員長には、鹿児島市医師会の鹿島会長が指名を受けた。

3月の答申に向け、現在、定款・定款施行規則・役員等選挙規則案の検討を行っているので、その概要を報告する。

1. 定款変更案の検討について

新公益法人制度における定款の改定にあたっては、内閣府モデル定款、留意事項、FAQ、日本医師会定款変更案などをもとに現行の県医師会定款との比較対照表を作成



し、検討を行っている。

法人法・認定法・整備法に基づき新たに設けなければならない規定や、日医定款案に合せて新たに設けたものなどは、第1回委員会で概ね確認を終えた。この部分は、どこの医師会も似たりよったりというところである。

この他、「重点的に協議すべき事項」として、1)入会に際し、県医師会理事会の承認を付すこと、2)役員選挙(会長選挙を含む)に関する事項、3)役員構成、役員・代議員の任期、4)鹿児島大学医学部医師会の代議員定数・選出基準、5)代議員会と理事会の任務の5つの事項を上げ、県医師会の運営に大きく関係してくる部分であるため、時間をかけて協議を行っている。

1)入会に際し、県医師会理事会の承認を付すことについて：現在の定款では、県医師会に入会するためには、郡市医師会の承認を経て、本会に届出をすれば、理事会等の承認を経ることなく入会できるようになっている。ただ、手続き上、これまでも理事会で入退会の承認は行っていた。これまで代議員会でも定款にも、理事会の承認が必要という趣旨の条文を追記すべきとの意見もあり、設ける方向で検討している。

2)役員選挙(会長選挙を含む)に関する事項について：新法人移行後は、会長選挙は会員による直接選挙の実施ができないことになる。

法人法上は、理事会で理事の中から、会長を選定することになっているが、代議員会で選ぶことも可能とされており、会長は代議員会で選ぶべきとの意見が多く、この方法で定款に規定する方向で検討している。

一方、副会長・常任理事の選定については、現在は、会長が指名し、副会長は代議員会の承認、常任理事は理事会の承認を得るという規定になっているが、会長指名という方法が規定上、設けられないことになった。そこで、現在行っている役員選挙の方法に則して「代議員会では、理事・監事の選任、会長の選定を行う。副会長・常任理事は、新理事で構成する理事会で選定する。」という方向で検討している。

選挙管理委員会の設置の有無についても協議を行った。現在の選挙管理委員会は、会長の直接選挙のみにしか関与しておらず、理事・監事等の選挙は、代議員会議長が主宰している。今後、会長選挙も代議員会での選挙になるが、適正・公正な選挙が実施されるよう、「選挙管理委員会を設置する」という方向で検討している。

3)役員構成、役員・代議員の任期について：法人法により、役員任期は「選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時代議員会の終結の時まで」となる。役員選挙があった事業年度の翌年度の決算を行う定時代議員会までということになり、例えば、平成26年度に代議員会で役員選挙があれば、27年度の決算を決議する28年6月の定時代議員会までということになる。

この任期の規定は、新法人への移行登記をした日から受けることになり、県医師会は平成25年4月1日の登記を予定しているので、移行時の役員、つまり、現在の定款で、23年度に選挙を行っている県医師会役員任期は、24年度の決算を決議する25年6月の定時代議員会までとなる。

一方、役員選挙を事業年度の開始日(4月1日)に行っている**日本医師会の移行時の役員任期は(H24.4.1～H26.6)**である。1・2月に選挙を行っている**郡市医師会、県医師会の任期(H24.4.1～H25.6)となんらかの調整を行わなければ1年間任期ずれが生じることになる**。日医は、現在も1道1都3県は、1年間の任期のずれがあり、日医に合わせるかどうかは、各医師会で決めて欲しいというスタンスである。

九州各県医師会では、日医の理事や各種委員会委員を九州ブロックで推薦していることなどからも、日医と任期は合わせる予定であり、本県でも、県医師会と郡市医師会の任期調整をして、日医と合わせる予定である。

なお、移行後の役員選挙の開催時期については、「県医師会は、5月に臨時代議員会を開催し、県医役員と日医代議員等の選挙(これまで2月に実施)。郡市医師会は、4月に臨時総会を開催し、郡市役員と県医代議員等の選挙(これまで1月に実施)」という方向で検討している。

また、県医師会代議員の任期については、法人法の規定はないため、定款で自由に定めることが可能である。県医師会役員と代議員の任期は、現在もずれが生じているが、合わせて欲しいという意見もあり、第2回、第3回委員会で最終的な意見を集約したい。

4)鹿児島大学医学部医師会の代議員定

数・選出基準について：鹿児島大学医学部医師会の代議員数は、現在、定款施行規則で「当分の間、会員数に関らず10名とする」ことになっている。これは、平成12年に定款と定款施行規則が改定された際に盛り込まれた規定であるが、昨年12月2日の臨時代議員会で、「医学部医師会員も同じように権利を持つべきで、(大学病院外で勤務する会員も多いので、)異動をしやすい体制づくりを検討して欲しい。」といった意見をいただいた。

医学部医師会から、郡市医師会にスムーズに異動ができれば、その分、会員数が増え、代議員数の増える医師会も多いと思う。実態にあった会員数・代議員数の配置ができるよう、郡市医師会会員区分の中に、入会金や会費が減免される医学部医師会員用の会員区分を設けるなどの検討を行って欲しいとのことであった。医学部医師会と郡市医師会の双方で検討し、第2回、第3回委員会までに、それぞれ意見集約を行うことになった。

5)代議員会と理事会の任務について：法人法や認定法により、代議員会と理事会の任務・権限などが規定された。

主な変更点は、①予算・事業計画を理事会の承認事項とし、代議員会の報告事項とすること。②代議員の資格喪失・役員解任が、裁定委員会の権限ではなく、代議員会の決議事項となったこと。③重要な財産の処分に関する事項が、総会の決議事項から理事会の決議事項へ変更になったこと。④定款変更が、代議員会の特別決議のみで可能(当然、法の趣旨に反する規定は不可)で、知事の許可が不要になったことなどである。

ちなみに、新法人移行後は、法人法上の社員総会を代議員会と定めることになるため、全会員による総会はなくなり、決算や定款変更の承認などの最終決議機関は、代議員会となる。

2. 定款施行規則変更案の検討について

定款施行規則については、現行のものとは基本的には変わらないが、代議員の選出委託の内容や議長・副議長の選定などを日医定款施行細則にならって新たに規定をした。

3. 役員等選挙規則案の検討について

現在、役員等選挙に関する規則は、役員等規則、施行細則、実施要領の3つの規則がある。これをひとつにまとめ、代議員会で会長選挙や理事選挙などを行う際の手続きを規定することになっている。細部については、第2回、第3回委員会で意見を取りまとめたい。

4. その他

今後、第2回委員会を2月23日、第3回委員会を3月8日に開催し、答申を会長に行い、3月の県医師会理事会に提出される予定である。

今後、代議員会議事規則や裁定委員会規則の改定や新設の規程など検討をしなければならないものも多くある。今期の委員会で、6月の総会までに最低限必要な定款変更案と、付随する定款施行規則、役員等選挙規則案の答申を行い、新執行部でその他の諸規程の円滑な協議が行えるよう鋭意検討を重ねたい。